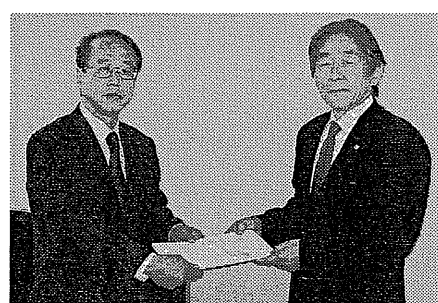


建設工業 09. 1. 6

日事連が法定団体 成立届けを提出

三栖会長「将来の加入義務化目指す」



改正建築士法で建築士事務所協会と建築士事務所協会連合会の法定化に関する規定が5日施行されたのを受け、日本建築士事務所協会連合会(日

事連、三栖邦博会長)は同日、法定団体成立の届けを国土交通省に提出した。

日事連は今後、建築士事務所に対する指導や建築主などからの苦情の処理など、団体による自律的な監督に取り組む。都道府

和泉洋人住宅局長に届け出を提出する三栖会長(左)5日、国土交通省で

同日、国土交通省で記者会見した三栖会長は「新しい役割を担う団体となつた。団体による自律的な監督体制の確立が最も重要であり、これは国民の安心・安全につながる。法定団体化は加入義務化への一つの措置だ。当面は加入促進を図り、将来の加入義務化を目指したい」と述べた。

法定団体は、▽事務所業務について開設者への指導・勧告▽開設者や所

属建築士への研修▽苦情処理などの業務を実施する。このほか、事務所協会への不当な加入制限の禁止、事務所協会会員でない者に対する事務所協会会員という文字の使用禁止なども規定されている。